

紀泉高原鳥獣保護区指定のスケジュール ー存続期間中に区域を拡張する場合ー

<平成25年度>

●～3月 関係機関との調整

- 動物愛護畜産課 → 岬町、阪南市
- 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課
農政室推進課
- 近畿中国森林管理局 (国有林に係る場合)
近畿農政局
- 公益社団法人大阪府猟友会 (本部)

地元等、利害関係者との調整

- 岬町 → 大阪泉州農業協同組合
大阪府森林組合泉州支店
公益社団法人大阪府猟友会尾崎支部
岬町有害鳥獣対策協議会
教育委員会等 役場内関係各課

●3月上旬 鳥獣保護区指定等調査結果報告 ⇒ 指定計画書の作成

<平成26年度>

●4月17日(木)～30日(水)

鳥獣保護地区の区域変更の旨の公告(縦覧期間:14日)
(名称・区域・存続期間・保護に関する指針)[法定の手続]

※異議の意見が出された場合は、公聴会開催のための公聴会開催告示・利害関係人への通知
(開催日の3週間前まで)

公聴会〔異議の意見がなければ省略可〕

●4月中旬 関係機関への意見照会

●6月末日 関係機関からの回答

●8月1日 大阪府環境審議会 野生生物部会 諮問・答申

●8月上旬 指定の意思決定(決裁)

●9月上旬 環境大臣への届出(告示の30日前まで)
大阪府公報登載準備

●10月上旬 鳥獣保護区の区域及び存続期間の変更の告示(大阪府公報)

●11月開催予定 大阪府環境審議会への報告